明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**二二九～二三三）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**二三四）

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**一五二～一五八）

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**一五九～一六一）

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**一六二～一六四）

○肥料を登録した件（**農林水産**九四五）

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**九四六）

○肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**九四七）

○肥料の登録を失効した件（**同**九四八）

〔官庁報告〕　二

官庁事項

日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　三

〔公　告〕　三

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達・弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正・外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正・弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正関係　一〇〇

地方公共団体

行旅死亡人関係　一〇二

会社その他

会社決算公告　一〇四

告示

○法務省告示第二百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

法務大臣　江田　五月

第二号イの表のエヌテーアクアツインズ株式会社及び株式会社フジメタルの項を削り、株式会社新潟フレッシュデリカの項中「株式会社新潟フレッシュデリカ」を「株式会社デリカウェーブ」に、「新潟県長岡市南陽一丁目千二十七番地一」を「神奈川県横須賀市長瀬二丁目一番三号」に改める。

第二号ロの表に次のように加える。

エヌテーアクアツインズ株式会社	東京都大田区羽田空港一丁目六番六号	クリーニング
株式会社フジメタル	神奈川県川崎市川崎区日ノ出二丁目七番十六号	機械加工

○法務省告示第二百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十一日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表に次のように加える。

高尾工業株式会社	茨城県常総市杉山千百六十六番地	機械加工

○法務省告示第二百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十一日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表の株式会社多田スミスの項中「鋳造」を「鋳造、ダイカスト」に改め、同表に次のように加える。

ヤマネ興産株式会社	山口県長門市日置上八百八十五番地	溶接

○法務省告示第二百三十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十一日

法務大臣　江田　五月

第一号中「財団法人日中技能者交流センター」を「公益財団法人日中技能者交流センター」に改める。

第二号の表に次のように加える。

株式会社国江鉄工所	岐阜県各務原市那加北洞町二丁目百四十五番地一	溶接
株式会社サンレール	岐阜県不破郡垂井町表佐二百十四番地の三	金属プレス加工